組合長	参　事	総務課長	総務課長代理	総務課長補佐	総務課(係)

伺)脱退予告書を受理してよろしいか。また、総会終了後持分を払い戻すこととしてよろしいか。

(理事会報告日　　:令和　　年　　月　　日)

脱退予告書及び持分払戻請求書

令和　　年　　月　　日

新見市森林組合
代表理事組合長　竹本　俊郎　殿

〒
住　所

ﾌﾘｶﾞﾅ
氏　名　　㊞
(組合員ｺｰﾄﾞ:　　)

ＴＥＬ　(　　)　　－

このたび貴組合を脱退したいので、新見市森林組合定款第13条の規定により予告します。
なお、この予告による脱退の効力が生じたときは、定款に定めるところにより、持分の払戻を請求します。

記

1. 出資口数　　口

2. 出資済金額　　円

(注1)　新見市森林組合定款第13条の規定により、組合員は、事業年度末の60日前までにこの組合に書面により脱退を予告し、その事業年度末に脱退することができます。
(注2)　森林組合法第38条及び新見市森林組合定款28条の規定により、持分の払戻しは決算総会終了後となります。

出資金の振込先を記入して下さい。

取引先金融機関　　晴れの国岡山農業協同組合
銀行　　支店

口座名義人

口座番号　| | | | | | | |